

広島県告示第六百七十九号

平成十六年広島県告示第九百十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

広島ガストルフィン	岸壁から沖合六〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域
-----------	----------------------------

を

広島ガストルフィン	ドルフィンから沖合九〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域
-----------	-------------------------------

に改める。